

医療法人尚寿会 介護老人保健施設 愛 運営規程 介護老人保健施設

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人尚寿会が開設する介護老人保健施設 愛 (以下、施設という。) が行なう介護老人保健施設サービス (以下、事業という。) の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が可能な限り居宅における生活への復帰ができることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 施設は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護老人保健施設 愛
- 二 所在地 埼玉県狭山市大字水野 5 9 6 番地
- 三 定員 100人 10ユニット (1ユニット10人)

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人以上
利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 三 薬剤師 1人以上 (常勤換算 0.3人以上)
利用者の薬剤管理・指導等を行う。
- 四 看護職員 10人以上
利用者の健康状態の確認、保健衛生上の指導、病状や心身状況に応じた看護を行う。
- 五 介護職員 24人以上
利用者の心身の状況に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3人以上
利用者の身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

1. 規程一② (b)

- 七 支援相談員 1人以上
利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する
技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上
利用者の施設サービス計画の原案作成を行うとともに、要介護認定及び更新の手続きを行う。
- 九 管理栄養士又は栄養士 1人以上
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談、調理員の指導等を行う。
- 十 調理員 4人以上
献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 十一 事務員 4人以上
必要な事務を行う。

(介護老人保健施設サービスの内容)

第 5 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 入所の対象者は、心身の状況、病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、ならびに栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生、その他必要な医療等が必要と認められる者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
 - ア 利用者の心身の状況、病状、その他置かれている環境等に照らし、居宅での日常生活が可能かどうか定期的に検討する。
 - イ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。
 - ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - エ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - オ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容、口腔衛生等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - カ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生、身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
 - キ 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第 6 条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境等を踏まえて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

1. 規程一② (b)

(利用料その他の費用の額)

- 第 7 条 指定介護老人保健施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人保健施設サービスが法的代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 2 前項に掲げる利用料のほか、介護老人保健施設サービスの提供にあたり、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料、洗濯代、テレビリース代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書により定められた料金表に基づき費用の支払いを受けられるものとする。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に料金表で説明をし、同意として契約書に署名を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 8 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
 - 二 火気の取り扱いに注意すること。
 - 三 けんか・口論・泥酔・中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(身体的拘束等)

- 第 9 条 施設は原則として利用者に対する身体的拘束等を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、やむを得ず身体的拘束等を行った理由を診療録に記載する。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の事項を実施する。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員やそのほかの従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員やその他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第 10 条 施設は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設はサービス提供中に従業者または擁護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第 11 条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行い、家族又は代理人に連絡を行う。

1. 規程一② (b)

(非常災害対策)

第 12 条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、ならびに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

第 15 条 利用者が使用する施設、設備、食器または飲用水について、衛生的な管理に努める、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療具の管理を適切に行う。

- 2 感染症や食中毒が発生あるいは蔓延しないよう、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
 - 一 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - 三 施設において、従業者に対し感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施する。
 - 四 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等の厨房勤務者は、毎月1度の検便を行う。
- 4 定期的な害虫・害鼠の駆除を行う。

1. 規程一② (b)

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用日及び6ヶ月以内に1回 (法人実施)
- 二 年間研修 年1回以上
- 三 認知症介護基礎研修 入職から1年以内(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、人事様式15号「誓約書」に記載する。
- 4 施設は適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人尚寿会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2008年 6月1日から施行する。

この規程は、2008年 7月1日に改定する。

この規程は、2009年10月1日に改定する。

この規程は、2014年 4月1日に改定する。

この規程は、2018年 4月1日に改定する。

この規程は、2019年 2月1日に改定する。

この規程は、2019年10月1日に改定する。

この規程は、2024年 2月1日に改定する。

b 医療法人尚寿会 介護老人保健事業所 愛 運営規程
(介護予防) 通所リハビリテーション

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人尚寿会が開設する介護老人保健事業所 愛 (以下、事業所という。) が行なう (介護予防) 通所リハビリテーションサービス (以下、事業という。) の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者 (以下、利用者という。) に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行なう主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健事業所 愛
- 二 所 在 地 埼玉県狭山市大字水野 5 9 6 番地
- 三 定 員 4 0 人
- 四 事業所単位 3 単位 (各単位 4 0 人)

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 人
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1 人以上 (入所・訪問リハと兼任)
利用者の病状に応じて医学的管理を行なう。
- 三 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 人以上
リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを提供する。
- 四 介護職員 3 人以上
(介護予防) 通所リハビリテーション計画に伴って必要な介助及び援助を行なう。
- 五 看護職員 1 人以上
利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導を行なう。

(営業日及び営業時間)

1. 規程一② (b)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9:00から15:30までとする。
- 三 サービス提供時間 1単位目 9:00～10:40
2単位目 10:40～13:50
3単位目 13:50～15:30

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は、狭山市、入間市、所沢市とする。

((介護予防) 通所リハビリテーションの内容)

第 7 条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 (介護予防) 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等のリハビリテーション従事者によって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づき、理学療法、作業療法、および言語療法等の必要なリハビリテーションを行う。
- 二 次条に定める(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき以下を提供する。
 - ア 機能訓練
 - イ 食事の提供
 - ウ 健康状態チェック
 - エ 送迎
 - オ リハビリマネジメント
 - カ 口腔機能向上
 - キ 運動器機能向上(介護予防)

((介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成)

第 8 条 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他(介護予防)通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下、医師等の従業者という。)は、診療又は運動機能、作業能力、言語聴覚機能の検査等を基に、協同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記の(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 (介護予防)通所リハビリテーションの従業者は、それぞれの利用者について、(介護予防)通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

((介護予防) 通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

第 9 条 (介護予防)通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

1. 規程一② (b)

当該（介護予防）通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 前項に掲げる利用料のほか、（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供にあたり食事代、おむつ代、手工芸等の材料費、その他の費用等利用料を重要事項説明書により定められた料金表に基づき費用の支払いを受けられるものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に料金表で説明をし、同意として契約書に署名を受けることとする。

（介護予防）通所リハビリテーションの留意事項

第 10 条 （介護予防）通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 一 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、第 8 条第 1 項に定める（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行なう。
- 二 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行なう。
- 三 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
- 四 サービスの利用にあたっては、体調不良等によってリハビリテーション等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

（身体的拘束等）

第 11 条 施設は原則として利用者に対する身体的拘束等を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急時やむを得ず身体的拘束等を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、やむを得ず身体的拘束等を行った理由を診療録に記載する。

（虐待の防止等）

- 第 12 条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所はサービス提供中に従業者または擁護者（利用者の家族等を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（緊急時における対応方法）

第 13 条 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行なうとともに、速やかに医師

1. 規程一② (b)

に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、ならびに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生時における対応方法)

第 16 条 利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(衛生管理)

第 17 条 利用者が使用する施設、設備、食器または飲用水について、衛生的な管理に努める、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療具の管理を適切に行う。

- 2 感染症が発生または蔓延しないよう、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
 - 一 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施する。
 - 四 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等の厨房勤務者は、毎月1度の検便を行う。
- 4 定期的な害虫・害鼠の駆除を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用日及び6ヶ月以内に1回（法人実施）

1. 規程一② (b)

二 年間研修 年1回以上

三 認知症介護基礎研修 入職から1年以内(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、人事様式15号「誓約書」に記載する。
- 4 事業所は適切な(介護予防)通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人尚寿会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2008年 6月1日から施行する。

この規程は、2008年 6月1日に改定する。

この規程は、2008年10月1日に改定する。

この規程は、2009年10月1日に改定する。

この規程は、2013年 1月1日に改定する。

この規程は、2013年 7月1日に改定する。

この規程は、2018年 4月1日に改定する。

この規程は、2019年 2月1日に改定する。

この規程は、2019年10月1日に改定する。

この規程は、2020年 4月1日に改定する。

この規程は、2020年11月1日に改定する。

この規程は、2022年 6月1日に改定する。

この規程は、2024年 2月1日に改定する。

医療法人尚寿会 介護老人保健施設 愛 運営規程
(介護予防) 短期入所療養介護

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人尚寿会が開設する介護老人保健施設 愛 (以下、施設という。) が行う (介護予防) 指定短期入所療養介護サービス (以下、事業という。) の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めることを念頭に、看護、医学的管理の下における介護、必要な医療、機能訓練及び日常生活上の世話をを行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 施設は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----|-----------------------------|
| 一 | 名 称 | 介護老人保健施設 愛 |
| 二 | 所在地 | 埼玉県狭山市大字水野 5 9 6 番地 |
| 三 | 定 員 | 100 人 10 ユニット (1 ユニット 10 人) |

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 人
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1 人以上
利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行う。
- 三 薬剤師 1 人以上 (常勤換算 0.3 人以上)
利用者の薬剤管理・指導等を行う。
- 四 看護職員 10 人以上
利用者の健康状態の確認、保健衛生上の指導、病状や心身状況に応じた看護を行う。
- 五 介護職員 24 人以上
利用者の心身の状況に応じ、入浴、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3 人以上
利用者の身体機能の向上又は減衰を防止するための訓練を行う。

1. 規程一② (b)

- 七 支援相談員 1人以上
利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上
利用者の（介護予防）短期入所療養介護計画の原案作成を行う。
- 九 管理栄養士又は栄養士 1人以上
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談、調理員の指導等を行う。
- 十 調理員 4人以上
献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 十一 事務員 4人以上
必要な事務を行う。

((介護予防) 短期入所療養介護サービスの内容)

第 5 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用対象者は、心身の状況、病状、環境により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、ならびに栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生、その他必要な医療等を受ける必要があると認められる者とする。
- 二 相当期間以上にわたり継続して利用する利用者については、(介護予防) 短期入所療養介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 三 サービスは、次条に定める(介護予防) 短期入所療養介護計画に基づき、以下の点に留意して提供する。
 - ア 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。
 - イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - ウ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらう。
 - エ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。また、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
 - オ 栄養、身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。

2 通常の送迎の実施地域は、狭山市、入間市、所沢市の地域とする。

((介護予防) 短期入所療養介護計画の作成)

第 6 条 管理者は、(介護予防) 短期入所療養介護計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境等を踏まえて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療方針を踏まえ、他の従業者と協議の上、(介護予防) 短期入所療養介護計画の原案を作成し、利用者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

1. 規程一② (b)

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 (介護予防) 短期入所療養介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該 (介護予防) 短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 前項に掲げる利用料のほか、(介護予防) 短期入所療養介護サービスの提供にあたり、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料、洗濯代、テレビリース代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書により定められた料金表に基づき費用の支払いを受けられるものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に料金表で説明をし、同意として契約書に署名を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 8 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか・口論・泥酔・中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(身体的拘束等)

第 9 条 施設は原則として利用者に対する身体的拘束等を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急時やむを得ず身体的拘束等を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、やむを得ず身体的拘束等を行った理由を診療録に記載する。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の事項を実施する。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員やそのほかの従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員やその他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 10 条 施設は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設はサービス提供中に従業者または擁護者 (利用者の家族等を現に擁護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行い、家族又は代理人に連絡を行う。

1. 規程一② (b)

(非常災害対策)

第 12 条 施設は、消防法等の規程に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）短期入所療養介護サービスの提供を継続的に実施するため、ならびに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 14 条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理)

第 15 条 利用者が使用する施設、設備、食器または飲用水について、衛生的な管理に努める、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療具の管理を適切に行う。

- 2 感染症や食中毒が発生あるいは蔓延しないよう、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
 - 一 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する、
 - 三 施設において、従業者に対し感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施する。
 - 四 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等の厨房勤務者は、毎月1度の検便を行う。
- 4 定期的な害虫・害鼠の駆除を行う。

1. 規程一② (b)

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 施設は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用日及び6ヶ月以内に1回 (法人実施)
- 二 年間研修 年1回以上
- 三 認知症介護基礎研修 入職から1年以内(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)

- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を人事様式15号「誓約書」に記載する。
- 4 施設は適切な(介護予防)短期入所療養介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人尚寿会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2008年 6月1日から施行する。

この規程は、2008年 7月1日に改定する。

この規程は、2009年10月1日に改定する。

この規程は、2014年 4月1日に改定する。

この規程は、2018年 4月1日に改定する。

この規程は、2019年 2月1日に改定する。

この規程は、2019年10月1日に改定する。

この規程は、2021年 6月1日に改定する。

この規程は、2024年 2月1日に改定する。

医療法人尚寿会 介護老人保健施設 愛 運営規程 (介護予防) 訪問リハビリテーション

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人尚寿会が開設する介護老人保健施設愛（以下、事業所という。）が行なう（介護予防）訪問リハビリテーションサービス（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第 3 条 事業を行う主たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 愛
- 二 所在地 埼玉県狭山市大字水野 5 9 6 番地

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1 人以上（入所、通所リハと兼任）
- 二 理学療法士 1 人以上（入所、通所リハと兼任）
- 三 作業療法士 1 人以上（入所、通所リハと兼任）
- 四 言語聴覚士 1 人以上（入所、通所リハと兼任）

医師の指示並びに（介護予防）訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び12月31日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 8：45～17：15までとする。

(通常の事業の実施地域)

1. 規程一② (b)

第 6 条 通常の事業の実施地域は、狭山市、所沢市、入間市とする。

(介護予防) 訪問リハビリテーションサービスの内容)

第 7 条 事業の内容は、医師の指示に基づき利用者の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 (介護予防) 訪問リハビリテーションの利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該 (介護予防) 訪問リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 第6条の通常事業の実施地域を越えて行う (介護予防) 訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり200円とする。
- 3 リハビリテーションの一環として公共交通機関等を利用する際に同行する職員の交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に料金表で説明をし、同意として契約書に署名を受けることとする。

(虐待の防止等)

第 9 条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 四 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所はサービス提供中に従業者または擁護者 (利用者の家族等を現に擁護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 利用者に対する (介護予防) 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員 (介護予防にあつては地域包括支援センター) 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第 11 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

(衛生管理)

1. 規程一② (b)

第 12 条 感染症が発生または蔓延しないよう、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。

- 一 施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 施設における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 三 施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的実施する。
- 四 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（その他の運営に関する重要事項）

第 13 条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用日及び3ヶ月以内に1回（法人実施）
- 二 年間研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、人事様式15号「誓約書」に記載する。
- 4 事業所は適切な（介護予防）訪問リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は医療法人尚寿会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

この規程は、2018年4月1日に改定する。

この規程は、2019年2月1日に改定する。

この規程は、2024年2月1日に改定する。